

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成16年10月21日(2004.10.21)

【公表番号】特表2000-500518(P2000-500518A)

【公表日】平成12年1月18日(2000.1.18)

【出願番号】特願平9-519327

【国際特許分類第7版】

C 1 1 D 3/395

C 1 1 D 3/26

C 1 1 D 3/39

【F I】

C 1 1 D 3/395

C 1 1 D 3/26

C 1 1 D 3/39

【手続補正書】

【提出日】平成15年10月30日(2003.10.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成15年10月30日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示 平成9年特許願第519327号

2. 補正をする者

住所 スイス国、4057 バーゼル、

クリベックシュトラーセ 141

名称 チバ スペシャルティ ケミカルズ ホールディング
インコーポレーテッド

3. 代理人

住所 〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-2-3. 富士ビル602号室

電話 (3213) 1561 (代表)

氏名 (6444) 弁理士 岡 部 正 夫



4. 補正対象書類名 請求の範囲

5. 補正対象項目名 請求の範囲

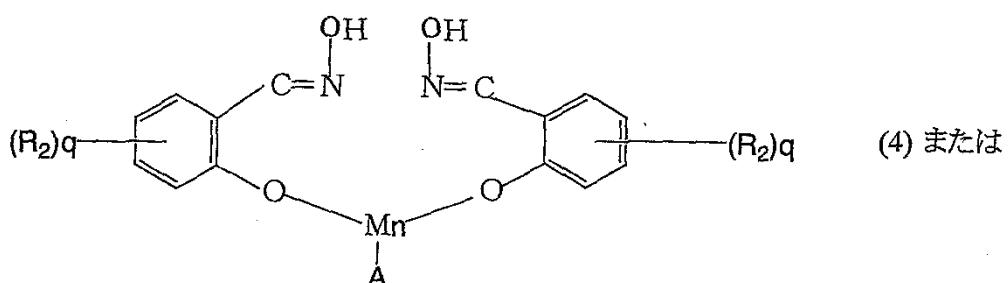
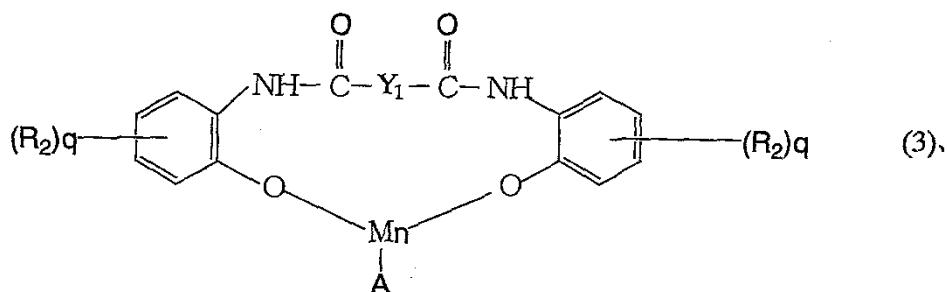
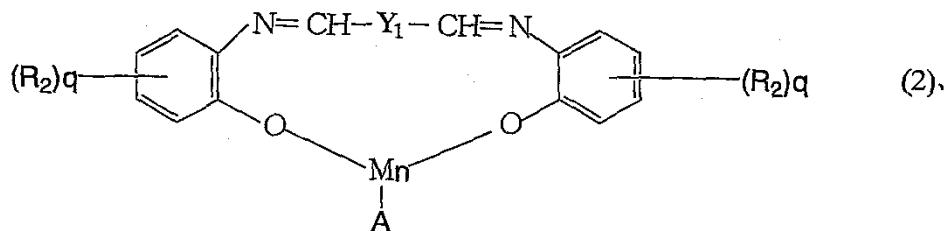
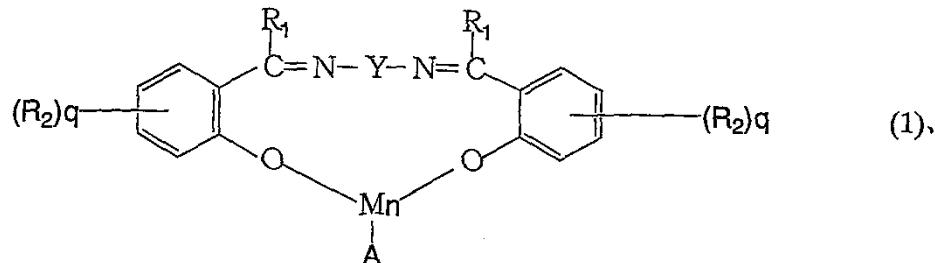
6. 補正の内容

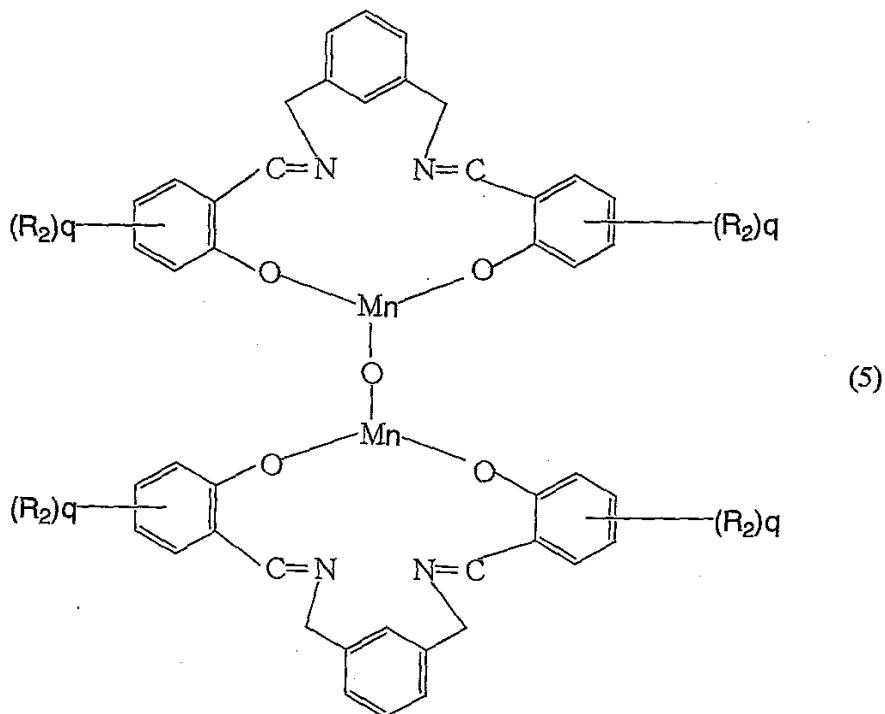
(1) 請求の範囲を別紙のとおりに補正する。

佐藤

請求の範囲

1. 繊維漂白組成物において、
 (a) ペルオキシ化合物；および
 (b) マンガン重量換算で0.0005乃至0.5重量%の式(1)、(2)、
 (3)、(4)または(5)



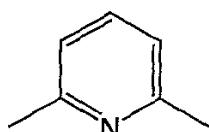


(式中、

R_1 は水素、アルキル、シクロアルキルまたはアリール；

R_2 は水素、アルキル、アルコキシ、ハロゲン、シアノ、 NH (アルキル)、 N (アルキル)₂、 N^+ (アルキル)₃、 SO_3M 、 $COOM$ またはヒドロキシ；

Y は直接結合、1個またはそれ以上のアリールまたはアリーレン基によって置換または中断された C_2-C_8 アルキレン残基であるか、または Y は環式シクロヘキシン基またはアリーレン基であるか、または Y は式



の残基であり；

Y_1 は $o-$ 、 $m-$ または $p-$ フェニレン；

M は水素、アルカリ金属原子、アンモニウムまたはアミンから形成された陽イオンであり；

q は0、1、2または3の数である) のいずれか1種またはそれ以上のマンガン化合物を含む纖維漂白組成物。

2. Y が1個またはそれ以上のフェニルまたはフェニレン基によって置換または中断された C_2-C_8 アルキレン残基である請求項1に記載の組成物。
3. 各 R_1 が水素、 R_2 が水素、 OH または SO_3M （ここで M は請求項1で定義した意味を有する）、 q が1、 Y が直接結合、場合によっては置換されていることができる o -、 m -または p -フェニレンによって中断または置換された C_2-C_8 -アルキレン、二環式シクロヘキシレン基であるかまたは Y が置換されていることができる o -、 m -または p -フェニレン基でありそして A がヒドロキシである請求項1に記載の組成物。
4. 各 R_1 が水素、 R_2 が水素、 OH または SO_3M （ここで M は請求項1で定義した意味を有する）、 q が0または1そして A がヒドロキシである式(2)の化合物が存在する請求項1に記載の組成物。
5. 各 R_2 が水素、 OH または SO_3M （ここで M は請求項1で定義した意味を有する）、 q が0または1そして、式(3)または(4)の化合物の場合は、 A がヒドロキシである式(3)、(4)または(5)の化合物が存在する請求項1に記載の組成物。
6. さらに界面活性剤及び洗剤ビルダーを含有している前記請求項のいずれかに記載の組成物。
7. 1種またはそれ以上のマンガンと結合可能な剤が存在する前記請求項のいずれかに記載の組成物。
8. プロテアーゼ、セルラーゼ、リパーゼ、オキシダーゼまたはアミラーゼ酵素が存在する前記請求項のいずれかに記載の組成物。
9. 粉末または顆粒の形状である前記請求項のいずれかに記載の組成物。
10. 液状であり且つ0乃至5%の水を含有している請求項1乃至8のいずれかに記載の組成物。
11. 請求項9記載の組成物の製造方法において、成分(a)と(b)以外のすべての成分を含有する水性スラリーを噴霧乾燥することによってベース粉末をつくり；そして次にこのベース粉末に乾式混合によって成分(a)と(b)を加えることを特徴とする方法。
12. 漂白またはクリーニングされるべき繊維を有効量の請求項1乃至10のい

すれかに記載の纖維漂白組成物と接触させることを特徴とする漂白および／またはクリーニング方法。